

意見の概要及び国土交通省の考え方

意見の概要	国土交通省の考え方
<p>高等専門学校本科及び専攻科を合わせた教育内容は学位授与機構や日本技術者教育認定機構による審査を通して、大学と同等の教育水準であることが社会的にも認知されていることから、高等専門学校専攻科修了生については、大学卒業生と同様に扱うべきではないか。</p>	<p>ご指摘のようなケースで、建築士法第十四条第一号から第四号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として認められる場合は、建築士法第十四条第五号の規定に基づく告示の第十五号の対象とすることを考えております。</p>
<p>専門学校、短大、他大学から4年制大学に編入学した場合に、編入学前の学校の指定科目と編入学後の指定科目の単位を合算して、4年制大学の単位として認められるようにすべきではないか。</p>	<p>ご指摘のようなケースで、編入学後の大学が編入学前の学校の科目を当該大学の指定科目と同等のものとして認定する場合には、原則として指定科目の単位として認められることとなります。</p>
<p>地盤、コンクリート、構造力学などの科目は、建築士にとっても重要な基礎的能力を付与するものであることから、これらの科目を指定科目の一部とみなせるよう弾力的な運用をすべきではないか。</p>	<p>ご指摘のような科目が建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するものや建築物等に使用される木材、鋼材、コンクリート等の材料に関するもの等にあたる場合は、指定科目として認められることとなります。こうした取扱いには、技術的助言等においてより明確な運用基準を定めてまいりたいと考えております。</p>
<p>建築物の構造において地盤の影響を把握することは重要であることから、指定科目において、建築一般構造又は構造力学の部分に地盤に係る記述を追加すべきではないか。</p>	<p>地盤についても「建築物等」に含まれているものと考えております。</p>
<p>指定科目に「建築史」、「意匠」、「景観」、「職能倫理」を加えるべきではないか。</p>	<p>ご指摘の科目は指定科目の建築計画に関する講義又は演習に含まれており、これらを必要に応じて取得することにより、建築士の学歴要件としては十分であると考えております。</p>
<p>建築設備に直接関係しないが、基礎的に必要な科目について、指定科目に含めるべきではないか。</p>	<p>指定科目は、建築士となるために必要な建築に関する分野の知識の修得していることを要件とすることを目的としており、指定科目の単位が取得されれば、当該科目において必要となる基礎的な知識は修得されていると想定されることから、工学一般において必要となるような基礎的な科目まで指定科目に含めることは考えておりません。</p>
<p>具体的な必修教育内容や審査員の審査基準等を公表すべきではないか。また、教育内容についてJABEEと基準を統一すべきではないか。</p>	<p>今後、技術的助言等においてより明確な運用基準を定めてまいりたいと考えております。なお、指定科目については、社会資本整備審議会におけるとりまとめを踏まえ定めております。</p>